

児童手当現況届の提出は、原則不要です

●問い合わせ先 子育て支援課 子ども家庭班 ☎096-248-1162

▼児童手当現況届の提出が必要な受給者

- ・離婚協議中で、配偶者と別居している人
- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の所在地と異なる市町村で児童手当を受給している人
- ・支給要件児童の戸籍がない人
- ・その他、市から提出の案内があった人

※公務員で所属庁から児童手当を受給している人は、勤務先へ確認してください

毎年6月に提出していた児童手当現況届は、令和4年度から一律の届出義務が廃止され、原則、提出不要です。

ただし、左記に該当する受給者(毎年6月1日の状況が公簿などで確認できない人)は引き続き現況届の提出が必要です。現況届(黄色い用紙)が届いた人は、必ず期限内に提出してください。提出がない場合、6月分以降の手当が受給できなくなりますので、ご注意ください。



ご確認ください

所得上限限度額以上の人は児童手当が支給されません

●問い合わせ先 子育て支援課 子ども家庭班 ☎096-248-1162

児童手当法の一部改正により、令和4年6月(10月支給)分から、主な生計維持者の所得額が所得上限限度額以上の場合、児童手当・特例給付は支給されません(資格消滅)。今年度の所得により、新たに支給対象外となる人には、7月頃に通知を送付します。

また、昨年度、所得上限限度額以上で資格消滅した人のうち、今年度の所得が所得上限限度額を下回った人は、改めて手続きが必要です。対象者には通知を送付しますので、認定請求書などを提出してください。
※令和5年1月1日時点で本市に住民票がなかった人には通知がありません。右表で確認してください

扶養親族等の数	①所得制限限度額(万円)	②所得上限限度額(万円)
0人	622	858
1人	660	896
2人	698	934
3人	736	972
4人	774	1010
5人	812	1048

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族の人数です

※基準となるのは、主な生計維持者(父母どちらか所得が高い方)の所得です。世帯収入は合算しません

所得が①未満の場合	・3歳未満	月額15,000円
	・3歳以上小学校修了前	月額10,000円(第3子以降は月額15,000円)
所得が①以上②未満の場合	・中学生	月額10,000円
	児童1人当たり	月額5,000円
所得が②以上の場合	支給されません	

新型コロナワクチン接種情報

●問い合わせ先 市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎096-321-6547

市ホームページ▶



市LINE▶



令和5年度の新型コロナワクチン接種を以下のとおり実施します。
各接種について詳しくは、市ホームページでお知らせしていますのでご覧ください。

接種時期	対象者	使用するワクチン	接種費用
春開始接種 (5月~8月)	・65歳以上の人 ・基礎疾患がある人(5歳から64歳) ・医療従事者など	オミクロン株対応 2価ワクチン	無料

※ワクチン接種で分からないことがある人は、お気軽にワクチン接種コールセンターへお問い合わせください

春開始接種

- ・65歳以上の人に順次接種案内と接種券を送付しています。接種案内に記載の方法で接種予約をしてください。3~5回目でもオミクロン株対応2価ワクチンを未接種の人は、お持ちの接種券で接種できますので、新たな送付はありません。随時接種予約を受け付けています。
- ・64歳以下で基礎疾患がある人や医療従事者などは、接種券の発行申請が必要です。

▶発行申請

インターネット申し込みまたはコールセンターへの電話申し込みが必要です。申し込みから1週間程度で接種券を発送します。

医療従事者などの申し込みはこちら▶



基礎疾患がある人の申し込みはこちら▶



初回接種

- ・これまでに1度も接種をしていない人の初回接種も引き続き実施します。
- ・現在お持ちの接種券で接種できます。(接種券を紛失した人は再発行申請が必要です) 予約は市コールセンターへの電話予約のみになります。

待機児童支援助成事業補助金を支給します

●問い合わせ先 子育て支援課 保育班 ☎096(248)1162

- ▼対象 次の要件を全て満たす人
 - ①市内に住民登録し、在住する人
 - ②認可保育施設に入所できず保留通知を持っている人(両親とも就労中などであること。求職中の人は対象外)
 - ③月単位契約で認可外保育施設を利用していること(月途中の入所・退所は除く)
 - ④月64時間以上通っていること
 - ⑤月13日以上通っていること
- ▼対象にならない人
 - ・保護者の個人的理由で認可保育施設に入所しなかった人(入所辞退など)
 - ・入所希望の保育施設が少ない人(特別な理由を除き、第6希望未満)
 - ・市税などを滞納している人
- ▼対象施設
 - ・保育所業務を目的とする施設で、県または熊本市へ届け出をした認可外保育施設(市外の施設も対象)
 - ※企業主導型保育事業所および事業所内保育施設や英会話などを主目的とする施設は対象外です
- ▼補助対象経費
 - ・0~2歳児の場合 保護者が負担した保育料月額と昼食代の合計額
 - ・3~5歳児の場合 保護者が負担した保育料月額
- ▼申し込み先
 - 竹迫2140番地
 - 〒861-1195
 - 合志市役所 子育て支援課 保育班
- ▼申し込み場
 - 子育て支援課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所
- ▼申込期限
 - ・4月~7月通園分: 8月21日(月)
 - ・8月~11月通園分: 12月20日(水)
 - ・12月~令和6年3月通園分: 令和6年4月22日(月)
- ▼申込方法
 - 申請書類一式を提出してください(郵送可)
 - ※申請書類一式は申込場所に用意しています。市ホームページからダウンロードもできます
- ▼補助額
 - 補助対象経費から、認可保育施設に入所した場合の保育料月額相当額を差し引いた額(上限は月額2万円)
- ▼対象
 - た保育料月額
 - ※令和5年4月1日現在の満年齢
 - ※保育料月額に延長料金は含まれません

